

やなか音楽ホール使用規定

- [1] 申込書の記載が事実と異なっている場合や使用規定が守られなかった場合には、使用契約成立後または使用中であってもご使用をお断りする事がございます。この場合予約金はお返しいたしません。また、損害賠償もいたしません。
- [2] ホール使用権は、他人、他団体に転貸または譲渡できません。
- [3] ホール使用の開始、終了は、使用者とホール責任者の立会いのもとで行ってください。
- [4] 建物内ならびにホールの周辺では、禁煙とさせていただきます。
- [5] 建物内への危険物、爆発物の持ち込み及び火気の使用はお断りいたします。
- [6] 搬入機器は事前にお知らせください。また、持ち込まれた私物は使用者の管理下に置き、その汚損、破損、紛失には、ホールは一切の責任を負いません。
- [7] ホール使用中に起きた、人的、物的損害についての賠償責任は、使用者側でのご負担となります。付帯設備、備品の準備及び配置は使用者が行い、使用終了後はホール責任者のもと現状に復帰してください。また、使用中に建物、設備、備品等を汚損、破損、紛失した場合は相当額を使用者に賠償していただきます。
- [8] ホール使用後は清掃し、当日に出たゴミはお持ち帰りください。
- [9] 当ホールピアノにおきましては、通常の演奏目的以外への使用や、内部奏法は一切お断りいたします。
- [10] 当ホールは発表会及び発表会に類似したコンサートはお引き受け出来ません。
演奏者はコンサート時に舞台に立てる上限を器楽の場合ピアニストを含め三名まで、
声楽の場合はピアニストを含め四名までとさせていただきます。
- [11] 当ホールは原則、チェロ・コントラバスのコンサートはお引き受けできません。
- [12] ホール内での飲食は出来ません。但し、事前にホール責任者より承認を得ているドリンク付きコンサートの場合は、この限りではありません。
- [13] ホール責任者の承認のない撮影、録音、展示、掲示、販売、配布、寄付等の行為は出来ません。

(附則)

この規定は平成 28 年 11 月 1 日より施行いたします。